転入手続き

1　転入にあたっては、本校副校長へ電話やファックスでご一報ください。

Tel　：　045(323)2580

Fax　：　045(320)1034

2　区役所での手続き

転出された学校で受領した「在学証明書」を戸籍課登録係へ提示し、「入学通知書」の交付を受けてから本校へおいでください。

◆神奈川　区役所　　http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/

◆保土ヶ谷区役所　　http://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/

小中学校の転入学等の届出　　（**戸籍課登録係**）

3　松本中学校では、次の書類をご提出ください。※

(1)　**入学通知書**（区役所が発行）

(2)　**在学証明書**（転出された学校が発行）

(3)　**教科用図書給与証明書**（転出された学校が発行）

※　書類がそろっていない場合は手続きができませんのでご注意ください。

4　その他

◆　学校納入金、標準服、学校のきまり等のお知らせは転入手続きのときにお渡ししますが、学の様子などを事前に知りたいときは、電話で副校長までお問い合わせください。

横浜市立松本中学校　　電話：045-323-2580